

○王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

昭和39年4月1日条例第53号

改正

昭和39年9月26日

昭和43年7月15日

昭和49年9月27日

昭和50年6月24日

昭和51年7月7日

昭和52年6月22日

昭和53年5月15日

昭和54年6月19日

昭和55年7月14日

昭和57年3月12日

昭和57年6月26日

昭和61年6月26日

昭和63年6月22日

平成元年6月28日

平成3年6月11日

平成4年6月22日条例第18号

平成5年6月24日条例第11号

平成6年9月20日条例第13号

平成7年6月20日条例第10号

平成8年6月20日条例第18号

平成9年6月26日条例第5号

平成10年6月24日条例第13号

平成11年6月15日条例第9号

平成12年6月27日条例第27号

平成12年12月14日条例第33号

平成13年6月27日条例第13号

平成14年6月27日条例第20号

平成15年6月25日条例第29号

平成16年6月22日条例第49号

平成17年6月29日条例第74号

平成18年6月21日条例第19号

平成26年6月17日条例第12号

## 王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

**第2条** 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

**第3条** 階級は退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

**第4条** 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は後の就職に係る勤務年数には算入しない。

**第4条の2** 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

**第5条** 退職報償金の支給を受けられる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者と

する。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつてはそれぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については養父母を先にし実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

（遺族からの排除）

**第5条の2** 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職報償金支給の制限）

**第6条** 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

（退職報償金支給の時期）

**第7条** 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

（支給手続）

**第8条** 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

（委任規定）

**第9条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日以降において退職した非常勤消防団員について適用する。

### 附 則（昭和39年9月26日）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和43年7月15日）

（施行期日）

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

（別表の適用）

**第2条** 改正後の王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は昭和43年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次条において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員についてはなお従前の例による。

（退職報償金の経過措置）

**第3条** 昭和43年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金の額は新条例に基づく退職報償金の額の内払いとみなす。

### 附 則（昭和49年9月27日）

（施行期日）

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

（別表の適用）

**第2条** 改正後の王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和49年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次条において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の経過措置）

**第3条** 昭和49年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

### 附 則（昭和50年6月24日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和50年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和50年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（昭和51年7月7日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和51年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和51年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（昭和52年6月22日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和52年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和52年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（昭和53年5月15日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和53年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を

受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 昭和53年4月1日から、この条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則** (昭和54年6月19日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、昭和54年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和55年7月14日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、昭和55年4月1日以後に退職した非常勤消防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和55年4月1日からこの条例の施行の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則** (昭和57年3月12日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、昭和57年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお、従前の例による。

**附 則** (昭和57年6月26日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)第5条第1項及び第2項並びに別表の規定は、昭和57年4月1日以後に退職した非常勤消防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 昭和57年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（昭和61年6月26日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和61年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和61年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（昭和63年6月22日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第3条及び第8条の規定は、昭和63年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和63年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給される改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成元年6月28日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成元年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成元年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成3年6月11日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成3年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成3年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成4年6月22日条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成4年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成5年6月24日条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成5年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成6年9月20日条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別

表の規定は、平成6年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成7年6月20日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成8年6月20日条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成8年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成9年6月26日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成9年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成9年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成10年6月24日条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成10年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成10年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成11年6月15日条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成11年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成11年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成12年6月27日条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成12年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成12年12月14日条例第33号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成13年1月6日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この条例の施行前に各大臣等がした決定又は指定は、この条例の施行後は各大臣等がした決定又は指定とみなす。

**附 則**（平成13年6月27日条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成13年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成13年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成14年6月27日条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成14年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成14年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成15年6月25日条例第29号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成15年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成15年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成16年6月22日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成16年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成16年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成17年6月29日条例第74号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成18年6月21日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成26年 6 月17日条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規程は、平成26年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の摘要を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成26年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数															
	5年 以上	10年 以上	15年 以上	18年 未満	19年 未満	20年 未満	21年 未満	22年 未満	23年 未満	24年 未満	25年 未満	26年 未満	27年 未満	28年 未満	29年 未満	30年 以上
	10年 未満	15年 未満	18年 未満													
団長	239,000	344,000	459,000	540,000	567,000	594,000	631,000	668,000	705,000	742,000	779,000	819,000	859,000	899,000	939,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	492,000	513,000	534,000	569,000	604,000	639,000	674,000	709,000	749,000	789,000	829,000	869,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	473,000	493,000	513,000	539,000	569,000	599,000	629,000	659,000	697,000	735,000	773,000	811,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	442,000	460,000	478,000	504,000	534,000	564,000	594,000	624,000	661,000	698,000	735,000	772,000	809,000
班長	204,000	283,000	358,000	406,000	422,000	438,000	460,000	486,000	512,000	538,000	564,000	598,000	632,000	666,000	700,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	379,000	394,000	409,000	431,000	453,000	475,000	497,000	519,000	553,000	587,000	621,000	655,000	689,000